

# 特別管理産業廃棄物収集運搬業許可証

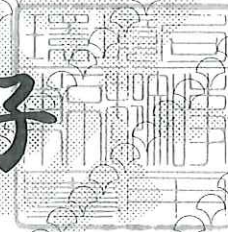
住所 群馬県前橋市荻窪町1037番地3

氏名 株式会社パイプ環境サービス  
代表取締役 遠藤 龍太郎

廃棄物の処理及び清掃に関する法律 第14条の4第1項 の許可を受けた者であることを証する。

東京都知事

## 小池百合子



許可の年月日 令和 3年 8月 15日

許可の有効年月日 令和 8年 8月 14日

### 1 事業の範囲

#### (1) 業の区分

収集・運搬 (積替え保管を除く。)

#### (2) 特別管理産業廃棄物の種類

- ① 廃油 (揮発油類、灯油類、軽油類)
- ② 廃酸 (pH 2.0以下のもの)
- ③ 廃アルカリ (pH 12.5以上のもの)
- ④ 特定有害産業廃棄物
  - ア. 廃石綿等
  - イ. 金属等を含む廃棄物 (裏面別表のとおり)

### 2 積替え保管施設

\*\*\*\*\*

### 3 許可の条件

「廃棄物の処理及び清掃に関する法律」、「都民の健康と安全を確保する環境に関する条例」及びその他の関係法令を遵守すること。

### 4 許可の更新・変更の状況

平成 23年 8月 15日 新規許可  
令和 3年 8月 15日 更新許可 第2回

5 積替え許可の有無 無

6 規則第10条の12第2項の規定による許可証の提出の有無 無

(裏面あり)



(裏面)

別表 産業廃棄物の種類：金属等を含む廃棄物

有害物質名	限定内容	1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12	13	14	15	16	17	18	19	20	21	22	23	24	25	26
		アルキル水銀化合物	水銀又はその化合物	カドミウム又はその化合物	鉛又はその化合物	有機燐化合物	六価クロム化合物	砒素又はその化合物	シアン化合物	PCB	トリクロロエチレン	テトラクロロエチレン	ジクロロメタン	四塩化炭素	一・二・ジクロロエタン	一・一・ジクロロエチレン	シス-一・二・ジクロロエチレン	一・一・一トリクロロエタン	一・一・二トリクロロエタン	一・三・ジクロロプロペン	チウラム	シマジン	チオベンカルブ	ベンゼン	セレン又はその化合物	一・四・ジオキサン	ダイオキシン類
廃棄物名																											
燃え殻				○	○		○	○																	○		○
汚泥			○	○	○		○	○																	○		○
廃油											○	○	○	○	○	○	○	○	○	○				○			
廃酸			○	○	○		○	○																	○		○
廃アルカリ			○	○	○		○	○																	○		○
銹さい																											
ばいじん			○	○	○		○	○																	○		○
指定下水汚泥																											

【備考】・表中の「○」は取扱うことができるもの、「-」は取扱うことができないものを示す。

(以下余白)